報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	織田 信一
登録番号又は法人番号	20262101
所属する単位会	大阪府行政書士会
処分内容（種類）	訓告（会則第４７条の２第１項第１号）
事務所名称	織田行政書士事務所
事務所所在地	大阪府堺市堺区松屋大和川通１丁１４－２－２０２
処分年月日	令和 8 年 10 月 20 日
上記処分をした理由	被処分者は、登録された事務所所在地において事務所の使用実態がない状態でありながら、所定の変更登録手続を行わず、変更登録義務を履行しなかった。 この行為は、行政書士法第 6 条の 4 および日本行政書士会連合会会則第 44 条第 1 項に違反するものであり、処分が相当と判断される。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第 6 条の 4 および日本行政書士会連合会会則第 44 条第 1 項に違反した。